

大阪体育大学における公的研究費の取扱いに関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大阪体育大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、その不正使用を防止し、適正な管理を図り、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が対象とする研究資金のことをいう。

- 2 この規程において「構成員」とは、本学の教職員その他の本学の公的研究費の管理および運営に関わるすべての者をいう。
- 3 この規程において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与、謝金の請求等、法令等および本学の規程に違反した公的研究費の使用をいう。

(法令等の遵守)

第3条 構成員は、公的研究費の取扱いについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）および関係法令、学校法人浪商学園経理規程等（以下「経理規程等」という。）並びに交付等の際の条件を遵守する。

第2章 運営および管理体制

(最高管理責任者)

第4条 本学に、公的研究費の運営および管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもってあてる。

- 2 最高管理責任者は、本学における不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定および周知するとともに、第5条に規定する統括管理責任者および第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な管理および運営を行えるよう必要な措置を講じる。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営および管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長をもってあてる。副学長職が空席の場合は、第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が兼ねるものとする。

- 2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定および実施し、第6条に規定するコンプ

ライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に、最高管理責任者へ報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 部局等（事務部門を含む。以下この条において同じ。）における公的研究費の管理および運営について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、研究科長、学部長および大学事務局長をもってあてる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行う。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告書を提出する。

(2) 不正使用の防止を図るため、構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 構成員が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命できる。

(職名の公開)

第7条 第4条から第6条の責任者（以下「各責任者」という。）を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開する。

第3章 適正な管理および運営のための環境整備

(経理事務)

第8条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与および謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定めのある場合を除き、経理規程等によるものとする。

(相談窓口)

第9条 公的研究費に係る事務処理手続および使用ルール等に関する学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

2 相談窓口は、庶務部とする。

第4章 教職員の意識向上

(行動規範)

第10条 不正使用を防止するため、本学の構成員の行動規範を策定する。

(研修会等)

第11条 不正使用を防止するため、コンプライアンス教育等に係る研修会の開催その他の適当な方法により、構成員の規範意識の向上を図る。

第5章 不正使用に係る調査、処分等

(調査委員会)

第12条 不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、大阪体育大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規則および大阪体育大学公的研究費の不正使用に係る調査等専門委員会規則（以下「不正使用に係る調査等取扱規則」という。）に基づき設置する不正使用に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）において必要な調査を行う。

- 2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められた者については、学校法人浪商学園就業規則および不正使用に係る調査等取扱規則に則り懲戒処分、氏名の公表等を行う。
- 3 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項に準じて取り扱う。

第6章 不正使用の防止

(不正使用防止計画推進部局)

第13条 不正使用の防止計画を推進するため、庶務部をもって不正使用防止計画推進部局にあてる。

(防止計画の策定等)

第14条 不正使用防止計画推進部局である庶務部は、不正使用の防止計画を策定し、これに基づく業務の推進および管理を行う。

第7章 公的研究費の適正な運営および管理

(執行状況の確認等)

第15条 コンプライアンス推進責任者および副責任者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、構成員に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導する。

- 2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者等は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を構成員に遅滞なく示す。

(発注段階での財源の特定)

第16条 構成員は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注する。

(取引業者との癒着防止)

第17条 発注又は契約する際は、調達規程等の定めにより行うこととし、発注又は契約を構成員に委任する場合においても、コンプライアンス推進責任者等は、構成員と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講じる。

(検収業務等)

第18条 物品の購入、製造および修理に係る契約（以下「物品の購入等契約」という。）に伴う検収業務については、大阪体育大学における物品等の発注業務および納品検収業務に係る運用基準等の定めにより行う。

- 2 非常勤職員の雇用等により研究協力を得る場合は、雇用依頼者および事務職員が勤務状況等を確認し、公的研究費を適正に管理する。

(出張の確認)

第19条 研究遂行上必要となる出張については、別に定める出張申請の手続きを行い、出張後は出張報告書および出張の事実を証明するものを提出する。

(不正な取引を行った業者の処分)

第20条 不正な取引に関与した業者については、大阪体育大学における物品等購入等契約に係る取引停止等の取扱基準に基づき、取引停止等の措置を講じる。

第8章 情報伝達を確保する体制

(通報窓口)

第21条 不正使用等（その疑いがあるものを含む。次条において同じ。）に関する通報および情報提供を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

- 2 通報窓口は、庶務部とする。

(不正使用に関する報告)

第22条 通報窓口に不正使用等に関する通報および情報提供があった場合は、窓口担当者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかにその旨を報告する。

(使用ルール等の理解度の確認)

第23条 庶務部は、不正使用防止計画推進部局として、不正使用を防止する観点から、構成

員に対し公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講じる。

(不正使用防止取組み状況の公表)

第24条 庶務部は、不正使用防止計画推進部局として、不正使用の防止に向けた取組みの状況を本学の公式ホームページ等で公表する。

第9章 モニタリング等

(監査制度)

第25条 本学における公的研究費を適切に管理するため、学校法人浪商学園内部監査規程(以下「内部監査規程」という。)に従い内部監査部門を監査室に置き、公正かつ的確な監査を実施する。

(内部監査と不正使用防止計画推進部局)

第26条 監査室は、内部監査規程に基づき、業務監査および会計監査を実施するほか、監事および不正使用防止計画推進部局である庶務部と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施する。

(内部監査結果の報告と是正措置)

第27条 最高管理責任者は、内部監査結果の報告を受けるものとし、必要と判断される場合には、コンプライアンス推進責任者に対し是正措置を講じるよう指示する。

第10章 その他

(細則等への委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第29条 この規程の改廃を行うときは、学長の承認を得なければならない。

附則 この規程は平成26年2月26日より施行する。